

海東の二郡となる。は民衆にある。また隠岐に海士郡へアベツがあり、郷名となると安芸、筑前、辰後、上総、淡路、伊勢、丹後、土佐、越前などにある。海部のなまりとみられる餘戸の称は伊豫、周防、阿波、若狭、伯耆などに見られ、これを地圖にするとほぼ海部族の蕃拠した地域になる。

さて問題は豊後国海部郡の首長であつた海部氏であるが、延暦四年の前掲の記録にまつてもなく、大和朝廷が、延暦四年の大化新制時代、奈良朝から平安朝初期まで海部郡の主権を握つていた氏である。大分君や宇佐公は大化から平城初期にかけて中央政府に親近し、ともに国造としての地位を確保したが、海部公はようやく平安初期になつて部族を統合、善政を布いたとして大領の地位を確保した。それでは海部公常山を中心とする海部氏の政庁はどこにおつたのだろうか。私は惣門郷の佐伯莊といふ推定から堅田郷上ノ台付近を想定していたが、先師佐藤鶴谷翁はこれを八幡地戸穴に想定、海部族の拠点として上浦海岸（徳門）を指摘した。私は富永隆先生の示唆により海部郡の地理的版図を見直した。風土記の佐尉、佐和ニ郷、さらに丹生郷、それが海部族の拠点であつたとすれば、当然田耳生郷と思われる丹生地城があるいは臼杵市地域で發掘されてゐる前方後円墳、円墳などは海部氏の遺跡としてよいのではなからうか。古代の有力氏族海部族の国が海部郡一帯にあつたとしても別に不思議ではない。私も海部氏の遺跡を佐伯市近郊のみに求めていたのは誤りで自由奔放な古代民俗、私どもの祖先たちは豊後水道の沿岸を開拓して民衆のパラダイスを築いていたのではなかつたか。耶馬台国卑弥呼の國はその意味では海部族の連合國家、これを宇佐地方に比定するものも強ち無理ではないであらう。

(おわり)

研究

御仕置五人組帳

赤木村大庄屋文書の周辺（その八）

会員 羽 柴 弘

（資料 三十五）

奉差上 証文之事

兼而被 仰付置候御仕置五人組御帳面今月廿四日大庄屋宛に村中総百姓末々之者迄不残呼寄読聞奉畏候御仕置急度相守申候依御請連判証文如件

安政五年五月廿九日

役 人 印
總 百 姓 印

進 上

（右讀み下し）

差し上げ奉る 証文の事

兼而て仰せ付け置かれ候 お仕置五人組御帳面、今月廿四日大庄屋宛へ村中総百姓末々之者迄不残呼寄せ読み聞かれ置れ奉り候 御仕置急度相守申し候 依て御請け連判証文の如し

（諸法）

兼而一これはいわゆる寛保五人組帳で、佐伯藩では寛保三年十一月にはじめて布告されたもの（参照佐伯史談五十一号六頁）御仕置一というときや死罪と感ずるが、この場合は一般政道を示したもので、庶民の守るべき道、御法度をさしている。その余文は竹簡余書になつてゐること、史談五十一号四頁以下、五十一号五頁

以下は全文が掲げてあるので、参照されたい。

五人組 一村浦の百姓、漁民を取締るに大庄屋、庄屋等村役人をもつて、末端は五人組と称する。数戸の連帯責任とされてい

た組織、課役も年貢も宗門のことと犯罪のこととをきく

しく五人組の連帯責任としていた。

総百姓 本百姓のこと、土地をもち、年貢課役にあつてゐる百姓で、水呑

は加つていない。

末々 水呑百姓（小作百姓）、社人、僧侶、外村居住者すべて、

急度 一きつと、必ず、嚴重にという義に用いる。

連判 いわゆる連判状で役人としては大庄屋、何某印、庄屋

何某印、この庄屋は大いに三四人あつた、それから地目、分つ

つづき、そして総百姓がずらり三十八前後から大きい村に

なると百人以上も名を連ね印とあつてゐる。

印鑑 日經十五ミリのほどの丸型、必ず墨印

この文書は控えてあるので、連判は省略してゐる。

進上 一こに宛名、郡奉行の名を書かせる。

江戸時代、いゝゆる幕藩体制下において、この五人組制度はどのような経過で定まり、どの様にその機能を發揮したか、それは小藩も佐伯左けのもうでなく、全国的に江戸幕府の意圖の下に於て行われた。

その内容はどうなものであつたか。幸いこの佐伯史談では享和三年の第五十号、四月の五十一号にかけて、山田顧問提供で全文が出てゐるので御覽願ひたい。おが佐伯藩ではこの寛保五人組帳と、元禄所定の條目、享保五條の定、それに次に掲げる天保九年の御改格法度等を、正月、五月、九月即ち毎年正五九月の三回大庄屋等に、惣百姓末々の者まで集めて讀み聞かせ、條文を趣旨の徹底し、これが實行方針にとめたものである。それで、この文書はその実施報告とかねな誓約書である。

尚古の五人組帳が専ら在（農山村）海（漁村）の農氏、漁氏に對するものであつたので、所方（御觸）の分が示されてゐること、五十二号の七頁以下に掲げてある通りである。

この読聞かせと同じ日に天保九年の御改格法度が振出れてゐるが、その内容はどのようなものであつたか。

（資料 三十六）

天保九戌年十二月御改格ニ付被 仰出候御法度之趣惣百姓末々の者迄不残呼寄委細読聞候迄奉畏候若相背候旨於有之者当人若不及中役人共迄御吟味之上御

安政五年五月廿九日

役人 印
組頭 印
進上

（注）第二行終からは次の様に読むべきであらう。

「若し相背候者此れあるに於ては当人は申すに及ばず役人共まで御吟味の上おとがめ仰せ付けらる可き旨畏れ奉り候」

この文書の連判は組頭までであるので、資料三十五に比べるるといさゝか軽い内容のものであつたが、手許にその改格（改正）された法度がない。それは佐伯藩左けのものであつたか、或は江戸幕府から出た全国的なものであつたか。御存知の方から御教示を頂きたい。

（注）老中水野忠邦によつて行われた有名な天保十二年のことで、これはそれ以前三年である。しかし恐らく奢侈禁、風俗矯正、農氏の難村防止などに關するものであつたか、いわゆる文化、文政の終をうけて、世情逆情になつてゐたことである。

（この項あり）